○防衛省告示第二百五十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十月十七日

防衛大臣　一川　保夫

日時　平成二十三年十月二十五日（予備、同月二十六日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

道路の種類　一般国道

路線名　七号

道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員	一七・二五～五四・五〇メートル	一七・二五～六八・五〇メートル
延長	〇・一三四キロメートル	〇・一三四キロメートル

村上市古渡路字下蔵一七〇七番一から同市小川字木前一八二九番二まで

(一)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　七号

供用開始の区間　図面縦覧場所

村上市古渡路字下蔵一七〇七番一から同市小川字木村一八二九番二まで

北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北海道開発局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十七日

北海道開発局長　高松　泰

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百七十七号　北海道二海郡八雲町熊石鮎川町一九三番三から同町熊石鮎川町二〇二番まで

北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年十月十七日

○北海道開発局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十七日

北海道開発局長　高松　泰

路線名　変更前後別　敷地の幅員　延長

一般国道二百七十七号　一七・二五～五四・五〇メートル　〇・一三四キロメートル

一般国道二百七十七号　一七・二五～六八・五〇メートル　〇・一三四キロメートル

鮎川町二〇二番まで

北海道開発局及び同局函館開発建設部

国会事項

参議院

答弁書受領

十月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員松田公太提出公務員宿舎に関する質問に対する答弁書（第三四号）

参議院議員森まさこ提出政府の避難指示についての国会答弁に関する質問に対する答弁書（第三五号）

参議院議員森まさこ提出政府の報告書等におけるSPEEDIについての記述に関する質問に対する答弁書（第三六号）

参議院議員森まさこ提出東京電力株式会社への損害賠償請求に関する質問に対する答弁書（第三七号）

参議院議員森まさこ提出東京電力株式会社の福島県南相馬市内の病院に対する補償金の請求手続に関する質問に対する答弁書（第三八号）

参議院議員森まさこ提出平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金についての東日本大震災復興対策担当大臣の答弁に関する質問に対する答弁書（第三九号）

参議院議員森まさこ提出平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金についての文部科学大臣の答弁に関する質問に対する答弁書（第四〇号）

参議院議員水野賢一提出省エネ法に基づくエネルギー使用量の情報開示に関する質問に対する答弁書（第四一号）

参議院議員水野賢一提出電力使用制限令の施行状況に関する質問に対する答弁書（第四二号）

参議院議員浜田昌良提出心ない原子力発電所事故賠償請求手続きに関する質問に対する答弁書（第四三号）

参議院議員浜田昌良提出今般の東日本大震災等の復旧・復興における硬直的な予算要求・執行方式の是正に関する質問に対する答弁書（第四四号）

参議院議員浜田昌良提出「歪められた日本版ストレステスト」に関する質問に対する答弁書（第四五号）

人事異動

法務省

法務事務官

同　新井　孝一

同　石打　正己

同　泉代　洋一

同　伊藤登志也

同　梅田　実

同　大杉　博

同　岡野　光延

同　小沼　邦彦

同　加々美喜文

同　梶木　新一

同　片野　靖江

同　北田　和義

同　久賓　嘉信

同　黒澤　貞彦

同　後藤　浩平

同　小松崎　茂

同　桜沢　俊雄

同　下岡　守彦

同　鈴木　朗

同　鈴木　光彦

同　関谷　政俊

同　高村　一之

同　武田　大資

同　田所　一徳

同　外山　春男

同　永井　行雄

同　長沼　晶子

同　西本　暢

同　野口　恭司

同　長谷川彦市

同　花崎　光男

同　平林　正章

同　穂坂　浩一

同　細谷　賢

同　増山　和男

同　森澤　茂己

同　山口　博美

同　山口　満

同　山照多賀世

同　山本　憲幸

同　渡邊　茂

同　渡辺　秀喜

平成二十三年度司法書士試験委員（口述試験担当）に併任する

併任の期間は平成二十三年十一月三十日までとする（各通）（十月十一日）

同　新井　玄一

同　石井　洋之

同　石田　久隆

同　井芹　知寛

同　今澤　一也

同　榎本　時也

同　岡野　計明

同　小田切敏夫

同　小野　昭男

同　河西　幸男

同　數原　裕一

同　加藤　聡

同　北村　博人

同　熊谷　英達

同　髙坂　恩

同　小林　俊明

同　阪田　正己

同　柴田　保隆

同　白井　正彦

同　鈴木　淳

同　須藤　健

同　髙村　一男

同　滝口　知也

同　田嶋　満

同　東　博之

同　鳥山　喜六

同　永友　俊博

同　中村　哲

同　根村　良和

同　萩山　浩一

同　畠山みどり

同　原田　哲郎

同　古門　由久

同　干野　里美

同　本田　哲郎

同　松本　裕樹

同　安田錦治郎

同　山下　緑

同　山室　祐一

同　脇　健一

同　渡辺　富雄